



AZ/TOKUSHIMA

令和6年度第2回徳島県
東部地域医療構想調整会 議

資料3

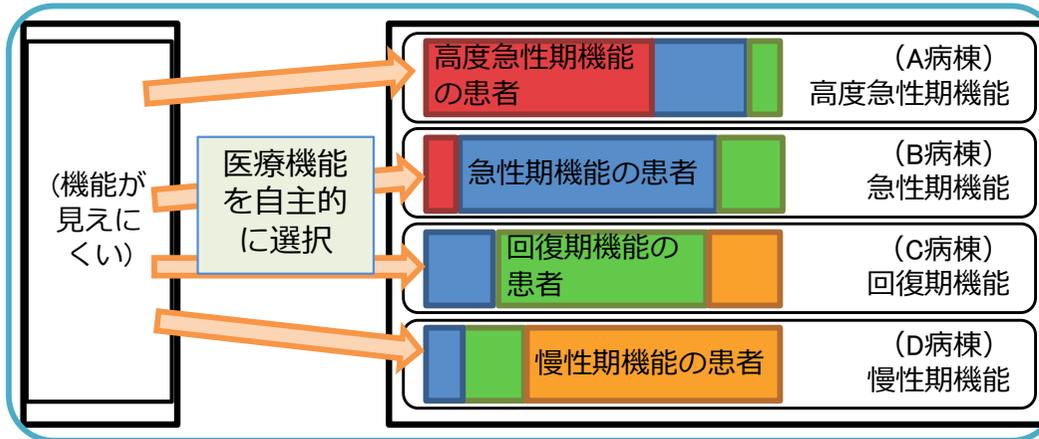
令和7年3月25日

東部構想区域における推進区域の設定及び 区域対応方針の策定について

徳島県保健福祉部医療政策課

地域医療構想について

- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。
- 「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。平成28年度中に全都道府県で策定済み。
 - ※ 「地域医療構想」は、二次医療圏単位での策定が原則。



病床機能報告

医療機能の現状と今後の方向を報告(毎年10月)

「地域医療構想」の内容

1. 2025年の医療需要と病床の必要量

- ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療需要と病床の必要量を推計
- ・在宅医療等の医療需要を推計
- ・都道府県内の構想区域(二次医療圏が基本)単位で推計

2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策例)

- 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等

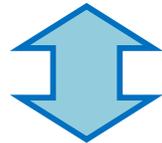
- 機能分化・連携については、「地域医療構想調整会議」で議論・調整。

医療機能の報告等を活用し、「地域医療構想」を策定し、更なる機能分化を推進

地域医療構想の推進

現状と将来の医療受療の比較

毎年度の病床機能報告
(各医療機関の現状の機能と2025年の予定)



(比較※)

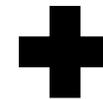
地域医療構想で定める必要病床量
(2025年における「各病期の患者発生量」)

(※) 地域医療構想で推計した将来の病床の必要量と病床機能報告の機能別病床数は、算出方法が異なるため、単純比較できないことに留意が必要

地域医療構想調整会議を活用した
医療機関相互の協議



医療機関における自主的な取組



地域医療介護総合確保基金の活用

地域医療構想の実現に向けた取組とPDCA

推進区域の設定について

- 地域医療構想のPDCAサイクルを通じた取組を更に推進するため、令和6年3月28日付で通知を発出し、2025年に向けて各年度に国・都道府県・医療機関が取り組む事項を明確化するとともに、国による積極的な支援を実施。

※ その際、令和4年通知に記載のとおり、各都道府県においては、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。また、2024年度より医師の時間外労働の上限規制が適用され、2025年度末に暫定特例水準を解消することとされており、各医療機関において上限規制を遵守しながら、同時に地域の医療提供体制の維持・確保を行うためには、医療機関内の取組に加え、各構想区域における地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携の取組など、地域全体での質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図る取組を進めることが重要であることに十分留意する。

なお、地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。

2025年に向けた取組の通知内容（令和6年3月28日）

1. 2025年に向けて国・都道府県・医療機関が取り組む事項の明確化

- ・ 国において推進区域(仮称)・モデル推進区域(仮称)を設定してアウトリーチの伴走支援を実施、都道府県において推進区域の調整会議で協議を行い区域対応方針の策定・推進、医療機関において区域対応方針に基づく医療機関対応方針の検証・見直し等の取組を行い、構想区域での課題解決に向けた取組の推進を図る。

※ 病床機能報告上の病床数と必要量の差異等を踏まえ、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる推進区域(仮称)を都道府県あたり1~2か所設定。当該推進区域(仮称)のうち全国に10~20か所程度のモデル推進区域(仮称)を設定。なお、設定方法等については、追って通知。

- ・ 引き続き、構想区域ごとの年度目標の設定、地域医療構想の進捗状況の検証、当該進捗状況の検証を踏まえた必要な対応等を行う。

2. 国による積極的な支援

①地域別の病床機能等の見える化

- ・ 都道府県別・構想区域別に、病床機能報告上の病床数と必要量、医療機関の診療実績等が見える化
- ・ これらのデータを有効に活用して、地域医療構想調整会議の分析・議論の活性化につなげる

②都道府県の取組の好事例の周知

- ・ 地域医療構想の実現に向けた都道府県の取組の好事例を周知

③医療機関の機能転換・再編等の好事例の周知

- ・ 医療機関の機能転換・再編等の事例について、構想区域の規模、機能転換・再編等の背景や内容等を整理して周知

④基金等の支援策の周知

- ・ 地域医療介護総合確保基金やデータ分析体制構築支援等の支援策の活用方法について、都道府県・医療機関向けリーフレットを作成

⑤都道府県等の取組のチェックリスト

- ・ 地域医療構想策定ガイドラインや関連通知等で示してきた地域医療構想の進め方について、都道府県等の取組のチェックリストを作成。都道府県等において、これまでの取組状況を振り返り、今後、必要な取組を実施。

⑥モデル推進区域(仮称)におけるアウトリーチの伴走支援

- ・ データ分析等の技術的支援や地域医療介護総合確保基金の優先配分等の財政的支援を活用して、モデル推進区域(仮称)においてアウトリーチの伴走支援を実施

推進区域（仮称）の設定について（案）

推進区域（仮称）の設定の考え方

- 地域医療構想については、各医療機関の対応方針の策定率等の年度目標の設定、進捗状況の検証、当該検証を踏まえた必要な対応等によるPDCAサイクルを通じて推進している。
- こうした中、都道府県に対して、取組状況の調査を行うとともに、病床数の変化等を分析したところ、病床機能報告の合計病床数は2025年の必要量と同程度の水準となり、機能別の病床数は急性期が減少し、回復期が増加するなど、全体として必要量の方向に進捗している。一方で、全ての構想区域において医療提供体制上の課題があること、構想区域別にみると必要量との大きい乖離が残っている区域があること等が明らかになった。
- こうしたことから、これまでのPDCAサイクルの取組を更に推進するため、令和6年3月に厚生労働省医政局長通知を発出し、病床機能報告上の病床数と必要量の差異等を踏まえ、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる区域について、**厚生労働省において、都道府県にご相談した上で、推進区域（仮称）として都道府県あたり1～2か所設定**し、都道府県においては、地域医療構想調整会議で協議を行い、推進区域（仮称）における医療提供体制上の課題、当該課題解決に向けた方向性及び具体的な取組内容を含む区域対応方針（仮称）を策定することとした。
- 推進区域（仮称）については、これまでの取組状況等を踏まえ、以下の区域から設定することとしたい。
 - ① **データの特性だけでは説明できない合計病床数の必要量との差異が特に生じている区域**
 - ② **データの特性だけでは説明できない機能別病床数の必要量との差異が特に生じている区域**
 - ③ **令和5年9月末調査において再検証対象医療機関における対応状況として検証中または検証未開始の医療機関がある区域**
 - ④ **その他医療提供体制上の課題があつて重点的な支援の必要性があると考えられる区域**

※ 病床機能報告の集計結果と将来の病床数の必要量の計算方法が異なることから、単純に比較するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。

※ 地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。5

推進区域

東部医療圏

(設定理由)

- ・ バランスのとれた「医療機能の分化と連携」を推進するため、引き続き、病床機能の転換等を進める必要があること
- ・ 県において、医療機関の「自主的な取組」を支援するため、基金を活用した補助事業等の支援を継続していく必要があること

※南部医療圏、西部医療圏においては、総病床数や機能ごとの病床数が、必要量に均衡してきており、現状の維持を図っていくことが必要

(設定手順)

- ・ R6.6.24 第1回東部地域医療構想調整会議にて協議
- ・ R6.7.31 国より設定通知

(参考) モデル推進区域は、本県では設定なし

対応方針の策定について

2025年に向けて国・都道府県・医療機関が取り組む事項の明確化（案）

	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
国	<ul style="list-style-type: none"> ● 2025年に向けた取組の通知発出 新 ・ 2025年に向けて国・都道府県・医療機関が取り組む事項を明確化 ・ 地域別の病床機能等の見える化、好事例の周知等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2024年度前半：都道府県あたり1～2か所の推進区域及びこのうち全国10～20か所程度のモデル推進区域を設定 新 ● モデル推進区域においてアウトリーチの伴走支援を実施 新 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区域対応方針の進捗状況の確認・公表 新
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ● 調整会議で医療機関対応方針の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ● 推進区域の調整会議で協議を行い、区域対応方針（医療提供体制上の課題、解決に向けた方向性及び取組内容等）を策定 新 ● 医療機関対応方針の進捗管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区域対応方針の推進 新
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関対応方針の策定・検証・見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区域対応方針に基づく医療機関対応方針の検証・見直し 新 ● 医療機関対応方針の取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区域対応方針に基づく医療機関対応方針の検証・見直し 新 ● 医療機関対応方針の取組の実施

<対応方針>

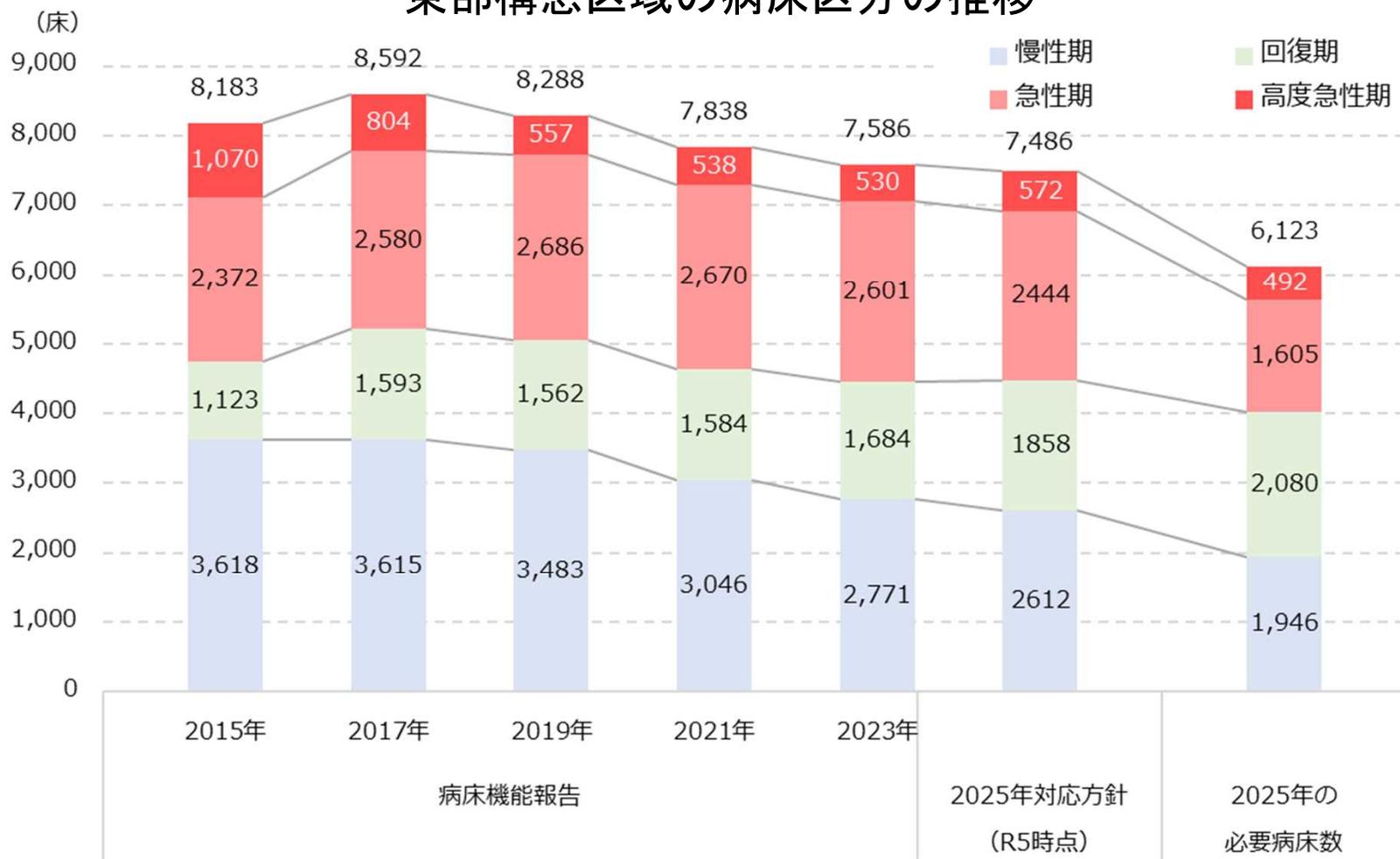
国からの「推進区域」設定を受けて、東部構想区域における現状の整理と国における新たな取組（事業）を踏まえた、2025年（R7）への取組方針を定めるもの

対応方針の策定について①

項目	記載内容
1. 構想区域のグランドデザイン (2ページ)	<p>【地域医療構想の理念に加え、国が示す「新たな地域医療構想」の方向性を記載】</p> <ul style="list-style-type: none">• 外来医療・在宅医療等を含めた議論を進め、「治す医療」を担う医療機関と「治し、支える医療」を担う医療機関の役割分担の明確化を図る。• 構想の基本理念である「行き場のない患者を生み出さず、全ての患者の状態に適応した医療・介護サービスが提供されること」を目指し、医療と介護の連携や地域で患者を支える体制づくりも同時に進め、医療・介護関係者、市区町村等と一丸となって構想実現に向けて取り組む。
2. ① 構想区域の現状及び課題 (2～4ページ)	<p>【東部構想区域の現状を整理、課題となる救急、在宅医療に係る分析を進める】</p> <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none">• 人口推計、医療機関数推移• 病床区分の推移 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none">• 救急搬送件数、在宅医療需要の将来推計 ※国の資料より全国推計を掲載

対応方針の策定について②

東部構想区域の病床区分の推移



	2015年 病床数	2023年度 病床機能報告 (A)	2025年の 対応方針 (B)	2025年 病床数の必要量 (C)	差し引き (C) - (A)	差し引き (C) - (B)
高度急性期	1,070	530	572	492	-38	-80
急性期	2,372	2,601	2,444	1,605	-996	-839
回復期	1,123	1,684	1,858	2,080	396	222
慢性期	3,618	2,771	2,612	1,946	-825	-666

対応方針の策定について③

項目	記載内容
<p>2. ③ これまでの地域医療構想の取組について (4ページ)</p>	<p>平成27年度開始 地域医療構想調整会議の設置・開催 (東部：31、南部、23、西部21、全域・その他：5)</p> <p>平成28年10月 「徳島県地域医療構想」策定</p> <p>平成28年度開始 病床機能分化・連携促進基盤整備事業（15医療機関）</p> <p>令和元年度 民間医療機関の対応方針の合意 ～令和5年度 (東部：112機関、南部：15機関、西部：18機関)</p> <p>令和3年度開始 病床機能再編支援事業（9医療機関）</p>
<p>3. ① 構想区域における対応方針 (5ページ)</p>	<p>令和5年度までに合意が図られた各医療機関の具体的対応方針に基づき、病床の機能分化・連携を着実に進めることはもとより、<u>令和6年度から実施されている病床適正化支援事業を活用した病床数の変動なども踏まえ、東部圏域における今後の対応方針について改めて検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</u></p>
<p>3. ② 「①構想区域における対応方針」を達成するための取組 (5ページ)</p>	<p>県において、医療提供に係るオープンデータや、令和6年度から実施している地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業による成果物などを活用し、引き続き、<u>圏域における医療需要の動向等の見える化に努めるとともに、「地域医療構想調整会議」における関係者間での協議等を通じて、病床の機能分化・連携に係る医療機関の自主的な取組の一層の推進を図る。</u></p>